

教えて? ぐんまちゃん

問 1. 議会が基本条例を制定したわけは?

答 1. わたしたちの暮らしに身近な仕事は、国ではなく、県など地方自治体で行うほうが効果的です。県みずから意思決定をし、責任を持って実行していくための決意を明らかにしました。

問 2. これまで、どんなことをしてきたの?

答 2. 県議会では条例制定前から、議会改革を進め、本会議での一問一答による質疑や、議員定数の削減、委員会記録の公開などを行って、県民の要望にこたえてきました。

問 3. これからどうするの?

答 3. 基本条例の理念である「県民に開かれた議会」「県民の意思が反映される議会」をめざして議会改革をさらに進めていきます。

問 4. 基本条例の特色は?

答 4. それは条例の前文に現れていますので、ご紹介します。



議会基本条例前文

群馬県は、日本列島の中央に位置し、古代東国において、大きな勢力を持って栄えた歴史を持つ地である。また、首都圏にありながらも、上毛三山をはじめ個性豊かな山々や尾瀬に代表される貴重な自然環境に恵まれている。さらに、国内屈指の温泉地であり、多彩で魅力的な観光資源を有するとともに、長年培われたものづくり産業が集積するなど限らない可能性を秘めている。

このような可能性を生かして群馬県をさらに発展させ、より大きな可能性を後世に引き継いでいくことは、地方公共団体の運営を委ねられた我々の責務である。群馬県議会は、県民の代表として直接選挙により選ばれた議員から成り、知事とともに二元代表制の一翼を担うものとして、その役割と責務の重要性を改めて認識し、議会機能の強化を図っていかなければならない。

群馬県議会は、明治十二年、公選制の県会として開設されて以来、先人たちの高い志を受け継ぎ、その機能を最大限に発揮できるよう、議会のあり方について議論を重ね、審議の充実や情報公開など、議会改革に先進的に取り組んできた。いまこそ、その成果を確かなものとし、未来に継承していくことが求められている。

ここに、我々、群馬県議会議員は、県議会を担う者として、県民から負託された責任の重さを自覚し、議員一人ひとりが最大限その能力を発揮することにより、県民の信頼にこたえ、県民福祉の向上、県勢の発展に寄与する議会を築くことを決意し、この条例を制定する。

平成 24 年 3 月 19 日議決
群馬県議会